

2011年3月25日  
日本郵政株式会社  
郵便局株式会社  
株式会社ゆうちょ銀行

## 東北地方太平洋沖地震に伴う郵便局・店舗の臨時営業等について

東北地方太平洋沖地震による被災者の皆さんに、謹んでお見舞い申し上げます。

日本郵政グループでは、被災された皆さんに可能な限りサービスをご提供するため、東北地方にある計16店舗の郵便局・ゆうちょ銀行において臨時営業を行いますので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、東北地方のATMについては、通常どおりの稼働時間となります。

### 記

#### 1 臨時営業

##### (1)実施日時

- ・平成23年3月26日(土) (窓口営業時間:10:00~14:00)
- ・平成23年3月27日(日) (窓口営業時間:10:00~14:00)

##### (2)実施店舗(計16店舗)(諸事情により営業できない場合がございます)

| 県名  | 郵便局・店舗名    | 住所                 |
|-----|------------|--------------------|
| 青森県 | ゆうちょ銀行八戸店  | 青森県八戸市城下4-25-9     |
| 岩手県 | 摺沢郵便局      | 岩手県一関市大東町摺沢但馬崎4-4  |
|     | 二戸郵便局      | 岩手県二戸市福岡五日町67      |
|     | ゆうちょ銀行盛岡店  | 岩手県盛岡市中央通1-13-45   |
| 宮城県 | 仙台中央郵便局    | 宮城県仙台市青葉区北目町1-7    |
|     | 若林郵便局      | 宮城県仙台市若林区南小泉梅木43   |
|     | 大河原郵便局     | 宮城県柴田郡大河原町新南35-1   |
|     | ゆうちょ銀行仙台支店 | 宮城県仙台市青葉区一番町1-3-3  |
| 秋田県 | ゆうちょ銀行秋田店  | 秋田県秋田市中通2-2-15     |
| 山形県 | ゆうちょ銀行山形店  | 山形県山形市十日町1-7-24    |
| 福島県 | 相馬郵便局      | 福島県相馬市中村曲田125      |
|     | 四倉郵便局      | 福島県いわき市四倉町西1-101-1 |
|     | 小名浜郵便局     | 福島県いわき市小名浜定西47-2   |
|     | ゆうちょ銀行いわき店 | 福島県いわき市平字正月町49-1   |
|     | ゆうちょ銀行福島店  | 福島県福島市森合町10-30     |
|     | ゆうちょ銀行郡山店  | 福島県郡山市清水台2-13-21   |

### (3)取扱内容

被災者の皆さまに対する非常取扱い

(通帳・証書等や印章を無くされた方に対する、おひとりさま 20万円を限度とした通常貯金の払戻しなど)

## 2 東北地方のA T Mの稼働

### (1)主な時間(実際の稼働の有無・時間はA T Mによって異なります)

|               |            |
|---------------|------------|
| 平成23年3月26日(土) | 9:00~12:30 |
| 平成23年3月27日(日) | 9:00~17:00 |

### (2)主なサービス内容(実際のサービス内容はA T Mや曜日によって異なります)

1. 通常貯金の預入・払戻し、残高照会、通帳記入、定額・定期貯金の預入
2. A T M・C D 提携サービス
3. 通常払込み、ゆうちょPay-easy(ペイジー)サービス
4. 電信振替(ゆうちょ銀行口座間の送金)
5. 振込(他の金融機関口座への送金) など

### (3)その他

- ・故障・停電や現金切れの場合などにはご利用いただけないこともあります。
- ・個別の稼働状況はゆうちょ銀行Webサイトでお知らせいたします。

以上

| 【報道関係の方のお問い合わせ先】   | 【お客さまのお問い合わせ先】  |
|--|---|
| 郵便局株式会社<br>総務部 広報室(報道担当)<br>電話: 03-3504-4127(直通)<br>FAX: 03-3595-0839            | 郵便局株式会社お客様サービス相談センター<br>0120-2328-86<br>携帯電話から 0570-046-666(有料)<br>〔受付時間: 平日 8:00~22:00<br>土・日・休日 9:00~22:00〕 |
| 株式会社ゆうちょ銀行<br>コーポレートスタッフ部門広報部(報道担当)<br>電話: 03-3504-4440(直通)<br>FAX: 03-3580-6799 | ゆうちょコールセンター 0120-108420<br>〔受付時間: 平日 8:30~21:00<br>土・日・休日 9:00~17:00<br>12/31~1/3〕                            |

(参考)

### 通帳・証書等や印章をなくされた被災者の貯金等の非常取扱い等

|   | 取り扱いの内容   | 取扱期間            |
|---|---|-----------------|
| 1 | <p>通帳・証書等や印章をなくされた被災者の方に対する次の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・通常貯金、定額貯金及び定期貯金の払戻し</li><li>・民営化前に預入された定額郵便貯金、定期郵便貯金及び積立郵便貯金の払戻し</li><li>・民営化前に預入された定額郵便貯金及び定期郵便貯金を担保とした貸付け</li><li>・払戻証書による払戻金及び返還金支払通知書による返還金の払渡し<br/>おひとりさま 20万円まで</li></ul> | 平成23年3月14日(月)から |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"><li>・定額貯金の据置期間(6ヶ月)内の払戻し</li><li>・定期貯金の預入期間内の払戻し</li><li>・民営化前に預入された定期郵便貯金の預入期間内の払戻し</li></ul>  |                 |
| 3 | 被災により汚れた紙幣の引換え  |                 |
| 4 | 国債を紛失した場合のご相談対応(簡易郵便局を除きます。)  |                 |

通帳・証書等をなくされた場合には、保証書及び連帯保証人が必要となります。